

## 評価基準

審査項目		配点
業務実績等に関する項目		
他の行政庁舎や施設での出店実績，財務諸表などから継続的な売店運営が期待できるか。	①	5
運営方法，取扱商品・サービス，レイアウト等に関する項目		
職員の福利厚生施設であること，市役所本庁舎内の店舗であることを踏まえた運営の工夫がなされるか。	②	10
職員からの要望が高い商品およびサービスの取り扱いがなされるか。	③	20
商品の価格帯は妥当か。	④	5
魅力ある店舗の運営が期待できるか。	⑤	10
組織体制・管理体制に関する項目		
従業員の勤務体制や労働条件は適切か。従業員の研修の実施など教育訓練等の方針は妥当か。	⑥	5
利用者からの要望やクレームに対する体制や対応方法は妥当か。	⑦	5
食品衛生および品質管理の体制が整っているか。店内の清掃は適切に行われるか。	⑧	5
防犯・防災等の安全管理についての対策は妥当か。事故発生時に適切な対応がなされるか。	⑨	5
収支計画に関する項目		
積算根拠が妥当で長期的・安定的な営業が見込めるか。	⑩	10
環境配慮に関する項目		
廃棄物の回収および処理方法等について適切な処理が予定されているか。	⑪	5
環境に配慮した店舗運営が期待できるか。	⑫	5
その他の提案に関する項目		
他者と比較して優位な点はあるか。	⑬	10
合計		100

審査項目ごとに、各委員（9名）の評価点を加算し、9で除した点数を、その審査項目の評価点とする。

評価点の合計が最も高く、70点以上の者1者を最適提案者として選定する。なお、該当者が2者以上あったときは、審査項目③の評価点が高い者を最適提案者として選定する。

委員の各審査項目評価方法は次のとおり。

- ・ 極めて良好 配点×1.0
- ・ 良好 配点×0.8
- ・ 普通 配点×0.6
- ・ やや不十分 配点×0.4
- ・ 不十分 配点×0.2
- ・ 提案無, 評価不能 配点×0